電子出願の利用の手引き

令和6年10月版(初版)

埼玉県教育委員会

目次

0		参考資	怪料等	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					.
ı		出願に	ついて	•••••		•••••			. 2
2		②県外	、・海外中	学校専用UF	RLを利用す	る場合の出願につい	いて		. 4
	2	– I	実施要項	第7の3	による出願	(出願承認関係)(の場合		. 4
	2	- 2	実施要項	第7の4	による出願	(出願資格認定関係	係)の場合		. 6
3		志願先	変更につ	いて	•••••				. 8
	3	– I	手続A(県立・川越市	5立→県立・	川越市立) の場合.			. 8
	3	- 2	手続 B(さいたま市ゴ	立・川口市立	→県立・川越市立)) の場合	•••••	. 9
	3	- 3	手続C(県立・川越市	5立→さいた	ま市立・川口市立))の場合		1 0
	3	- 4	手続 D(さいたま市コ	な・川口市立	→さいたま市立・)	川口市立) の場合		П
4		受検票	印刷につ	いて	•••••	•••••			۱2
5		入学許	可候補者	発表について	τ				۱3
6		志願者	情報・志	願情報の訂正	Eについて				I 5

この「電子出願の利用の手引き」では、「埼玉県公立高等学校入学者選抜電子出願システム」(以下、電子出願システム)を利用した、埼玉県立高等学校及び川越市立高等学校へ出願する流れを説明します。この電子出願システムでは、さいたま市立高等学校及び川口市立高等学校への出願はできません。また、欠員補充、大宮中央高等学校通信制の課程及び秋季募集への出願においても使用できません。さいたま市立高等学校及び川口市立高等学校への出願方法については、それぞれの市教育委員会にお問い合わせください。

さいたま市教育委員会 学校教育部高校教育課高校教育係(048-829-1671) 川口市教育委員会 教育局学校教育部指導課 (048-259-7662)

実際に出願手続等を行う際は、この手引きの他に、令和7年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施 要項や、埼玉県公立高等学校電子出願システム 操作マニュアルなどを必ず見てください。

0 参考資料等

- (I) 令和7年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項(以下、実施要項) https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/r7nyuushi-jissiyoukou.html
- (2) 令和7年度埼玉県公立高等学校入学者選抜に関する情報https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/r7nyuushi-jouhou.html内容は、随時更新されます。よくある質問も公開されていますので、確認してください。
- (3) 埼玉県公立高等学校電子出願システム 操作マニュアル (以下、操作マニュアル) 電子出願システムにアクセスすることで、見ることができます。また、画面上の ?? を押すこと で、簡単なヘルプも読むことができます。

なお、操作マニュアルには、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語も順次公開予定です。 また、操作マニュアルの隣にあるヘルプには、説明動画もあります。参考にしてください。

(4) 問合せ先

操作方法や入試制度などについて、問い合わせることができます。事前に、(2)「令和7年度埼玉県公立高等学校入学者選抜に関する情報」に掲載されている「問合せ先選択チャート」で、取るべき手続を確認した上で、連絡してください。

埼玉県立高等学校電子出願ヘルプデスク

電話番号 050-3535-2256

受付期間 令和6年 I I 月 I 日 (金) から令和7年3月3 I 日 (月) 午前9時から午後5時まで(土日祝日及び I 2月28日~ I 月5日を除く)

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課(以下、高校教育指導課)

電話番号 048-830-6766

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課(以下、県立学校人事課)

※出願承認及び出願資格認定に関すること

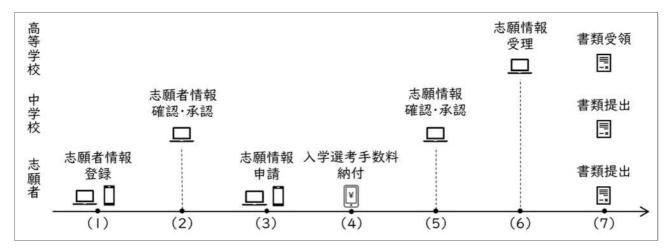
電話番号 048-830-6735

川越市教育委員会事務局 学校教育部学校管理課

※川越市立川越高等学校への受検に関すること

電話番号 049-224-6109

Ⅰ 出願について



(1) 【志願者】志願者情報登録(アカウント登録)【11月1日~】

志願者登録用2次元コード又はURLを使い、志願者登録ページにアクセスします。

志願者登録用2次元コード又はURLは、①在籍(卒業)中学校専用URL、②県外・海外中学校専用URL、の2種類があります。どちらのURLを利用するかは、「出願承認又は出願資格認定を行ったかどうか」で決まります。

実施要項の「第7 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等」の「3 2以外の県外中学校等から出願する場合」「4 海外の日本人学校等から出願する場合」に該当する場合は、②の URL を利用してください。

上記以外の場合は①の URL を利用してください。

「3 2以外の県外中学校等から出願する場合」「4 海外の日本人学校等から出願する場合」の詳細については、実施要項を確認してください。

御不明な点は、県立学校人事課にお問い合わせください。

①は、在籍中学校から受け取ることができますが、事前に中学校から電子出願システムの利用申込(中学校専用ID等の発行)が必要です。まずは、中学校の先生に相談してください。もし、中学校で利用申込をしていない場合は、中学校から、所定の手続を経て高校教育指導課に連絡してもらってください。中学校専用ID等の発行完了後、①を受け取り、作業を進めます。

②を使う方は、出願を行う前に、県立学校人事課もしくは志願先高等学校において、出願承認又は出願資格認定を行う必要があります。詳しくは4ページ及び実施要項 | 4ページで確認してください。県外・海外中学校専用URLは、これらの手続が完了したところで、手続場所にて受け取ることができます。

①、②ともに、志願者登録ページにアクセスしたら、画面の案内に従い、氏名、住所等を登録してください。

登録後、画面に表示される登録番号(|2桁の番号)は今後の手続でも利用する大切なものです。 必ず PDF をダウンロードや印刷等して保管してください。 (2) 【中学校】志願者情報確認・承認【||月|日~】 中学校が志願者情報を確認・承認します。

中学校の承認後、以下のURLから電子出願システムにログインができるようになります。 (I)でダウンロードしたPDFに記載のID(I2桁の数字)及び登録したパスワードでログインしてください。

https://senbatsu.spec.ed.jp/applicant/login.php

- (3) 【志願者】志願情報申請【 | 月27日正午~2月 | 0日正午】 出願入力期間(| 月27日正午~2月 | 0日正午)は、志願情報を申請することができます。 電子出願システムにログインし、案内に従って志願先高等学校、学科等を選択してください。 詳しくは、操作マニュアル及び説明動画を見てください。
- (4) 【志願者】入学選考手数料納付【1月27日正午~2月10日正午】 電子出願システムの案内に従い、選考手数料を納付してください。納付に利用できるのは、クレジットカード決済、コンビニ払い、ペイジーの3種類です。 詳しくは、操作マニュアル及び説明動画を見てください。
- (5) 【中学校】志願情報確認・承認【 | 月27日正午~2月 | 〇日正午】 誤った志願先を選択していないか、入学選考手数料が納付されているか、等を中学校が確認・承 認します。

中学校の承認がされたところで、出願は完了です。

(6) 【高等学校】志願情報受理

志願先高等学校が、志願情報受理の手続をします。志願情報が受理されたかどうかは、電子出願 システムのマイページから確認することができます。

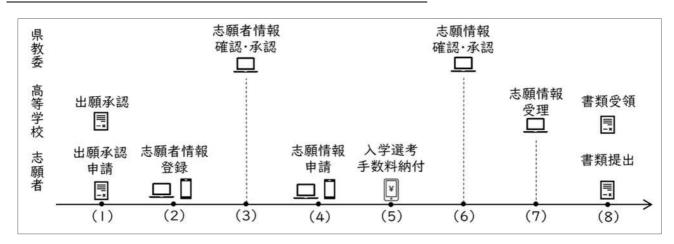
なお、中学校が承認するタイミングによって、志願先高等学校による志願情報受理が2月 I O 日 正午を過ぎて行われることがあります。

(7) 【志願者・中学校】書類提出【2月|3日(郵送)又は|4日、|7日(持参のみ)】 書類提出期間に、調査書等の必要書類を提出してください。提出は、原則、中学校がまとめて、 |3日を配達指定日として郵送します。中学校の指示に従ってください。

なお、帰国生徒特別選抜、外国人特別選抜、定時制の課程による特別募集を希望する志願者は、 | 4日、| 7日に志願先高等学校へ調査書等の必要書類を持参し、窓口に直接提出してください。 | 書類が提出された志願者を、選抜の対象とします。

2 ②県外・海外中学校専用URLを利用する場合の出願について

2−Ⅰ 実施要項 第7の3 による出願(出願承認関係)の場合



(1) 【志願者・高等学校】出願承認申請・出願承認【1月14日~2月7日】

志願先高等学校にて、出願承認手続を行います。必要書類を準備して、可能な限り2月6日までに申請を行ってください。必要書類など、手続の詳細は県立学校人事課のHPを見てください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/f2207/nyugakusya-senbatsu/kengai.html

志願先高等学校で出願承認がされたら、②県外・海外中学校専用URLを受け取ってください。 掲載されている二次元コード又はURLから、(2)の手続を行います。

(2) 【志願者】志願者情報登録【 | 月 | 4日~】

I(I)を参考に、志願者情報を登録してください。なお、②県外・海外中学校専用URLを利用 した場合、出身中学校は「県外・海外の中学校」で登録されます。出席番号は、「I」を入力して ください。

(3) 【県教委】志願者情報確認·承認【 | 月 | 4日~】

I(2)と同様に、志願者情報の確認・承認を行います。「県外・海外の中学校」は、管理者が高校教育指導課になりますので、確認・承認は高校教育指導課が行います。在籍中学校の先生ではありませんので、注意してください。

なお、**高校教育指導課が確認・承認するのは、月・水・金の午後3時頃**を予定しています。前後する場合もありますので、余裕をもった登録をお願いします。

(4) 【志願者】志願情報申請【1月27日正午~2月10日正午】

I(3)を参考に、志願情報申請を行ってください。

この時点で出願承認を受けた高等学校とは別の高等学校に志願しようとする場合、改めて新たな志願先高等学校にて出願承認手続を行う必要があります。

詳しくは県立学校人事課の HP を見てください。

(5) 【志願者】入学選考手数料納付【1月27日正午~2月10日正午】

I(4)と同様に、入学選考手数料を納付してください。

(6) 【県教委】志願情報確認·承認【|月27日正午~2月|0日正午】

I(5)と同様に、高校教育指導課が志願情報・入学選考手数料納付の確認・承認を行います。

高校教育指導課が確認・承認するのは、月・水・金の午後3時頃を予定しています。余裕を持った申請・納付をお願いします。

高校教育指導課の承認がされたところで、出願は完了です。

(7) 【高等学校】志願情報受理

I(6)と同様に、志願先高等学校が志願情報受理の手続をします。

(8) 【志願者】書類提出【2月|3日(郵送)又は|4日、|7日(持参のみ)】

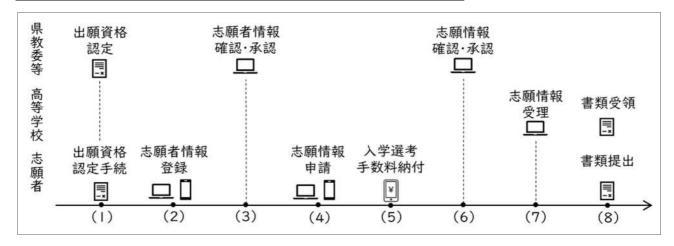
I(7)を参考に、書類を提出してください。

なお、調査書などの書類は、在籍中学校が作成します。様式は、県のHPに掲載されています。

https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/r7nyuushi-jissiyoukou.html

出願後、志願取消や志願先変更をする場合は、3 志願先変更について と同様に行いますが、在籍中学校の役割を高校教育指導課が行います。志願取消や志願先変更をしたい場合は、在籍中学校を通じて、高校教育指導課(048-830-6766)まで御連絡下さい。

2-2 実施要項 第7の4 による出願(出願資格認定関係)の場合



(I) 【志願者·高等学校】出願資格認定手続·出願資格認定

【令和6年12月2日~令和7年2月7日】

全日制の課程の県立高等学校への志願の場合は県立学校人事課(埼玉県庁第二庁舎4階)、定時制又は通信制の課程の県立高等学校の場合は志願先の県立高等学校、市立高等学校への志願の場合は当該市教育委員会にて、出願資格認定手続を行います。必要書類を準備して、可能な限り、2月6日までに出願資格の認定を受けてください。その際の必要書類、手続の詳細等は県立学校人事課のHPを見てください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/24600/r7-kaigai.pdf

出願資格の認定を受けたら、②県外・海外中学校専用URLを受け取ってください。掲載されている二次元コード又はURLから、(2)の手続を進めます。

(2) 【志願者】志願者情報登録【令和6年 | 2月2日~】

I(I)を参考に、志願者情報を登録してください。なお、②県外・海外中学校専用URLを利用 した場合、出身中学校は「県外・海外の中学校」で登録されます。出席番号は、「I」を入力して ください。

(3) 【県教委】志願者情報確認・承認【令和6年 | 2月2日~】

I(2)と同様に、志願者情報の確認・承認を行います。「県外・海外の中学校」は、管理者が高校教育指導課になりますので、確認・承認も高校教育指導課が行います。在籍中学校の先生ではありません。

なお、**高校教育指導課が確認・承認するのは、月・水・金の午後3時頃**を予定しています。前後する場合もありますので、余裕をもった登録をお願いします。

- (4) 【志願者】志願情報申請【 | 月27日正午~2月 | 0日正午】 | (3)を参考に、志願情報申請を行ってください。
- (5) 【志願者】選考手数料納付【 | 月27日正午~2月 | 0日正午】 | (4)を参考に、入学選考手数料の納付を行ってください。

(6) 【県教委】志願情報確認・承認

I(5)と同様に、高校教育指導課が志願情報・選考手数料納付の確認・承認を行います。

高校教育指導課が確認・承認するのは、月・水・金の午後3時頃です。余裕を持った申請・納付をお願いします。

高校教育指導課の承認がされたところで、出願は完了です。

(7) 【高等学校】出願受理

I(6)と同様に、志願先高等学校が志願情報受理の手続をします。

(8) 【志願者】書類提出【2月|3日(郵送)又は|4日、|7日(持参のみ)】

I(7)を参考に、書類を提出してください。

なお、調査書などの書類は、在籍中学校が作成します。様式は、県のHPに掲載されています。

出願後、志願取消や志願先変更をする場合は、3 志願先変更について と同様に行いますが、在籍中学校の役割を高校教育指導課が行います。志願取消や志願先変更をしたい場合は、高校教育指導課(048-830-6766)まで連絡してください。

3 志願先変更について

志願先変更は、先に志願している高等学校、志願先変更したい高等学校の設置者によって、手続が異なります。まずは、下の表から自分がするべき手続を確認してください。

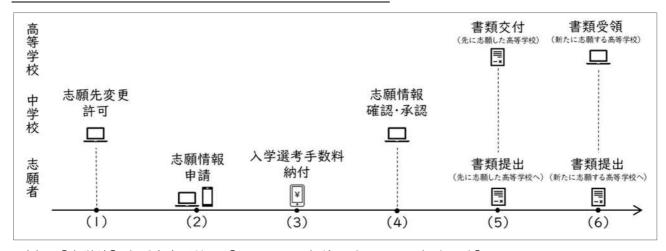
新たに志願する高等学校の設置者

先に志願した 高等学校の 設置者

	埼玉県	さいたま市	川口市	川越市
埼玉県	Α	С	С	А
さいたま市	В	D	D	В
川口市	В	D	D	В
川越市	А	С	С	А

以下、それぞれの手続について、説明をします。詳しい操作方法については、操作マニュアル及び説 明動画を見てください。

3-I 手続 A (県立・川越市立→県立・川越市立) の場合



(I) 【中学校】志願先変更許可【2月 | 8日午前9時~ | 9日午後4時】

志願先変更をしたい場合は、まずは中学校の担任の先生に相談してください。

担任の先生が、中学校専用サイトから、志願先変更の許可手続を行うことで、志願先変更ができるようになります。

担任の先生が、志願取消許可手続を行った場合、志願者の画面に「志願取消(第2志望のみ)」というボタンが現れますが、こちらは**埼玉県では使用していないボタン・機能**となります。

第2志望のみ取り消したい場合も、必ず志願先変更の許可手続を行ってください。

「志願取消(第2志望のみ)」のボタンを押して手続を行ったとしても、第2志望の志願先変更として受け付けることができません。

(2) 【志願者】志願情報申請【2月 | 8日午前9時~ | 9日午後4時】

志願先変更が許可されると、志願情報が再度入力できるようになります。新たに志願する高等学校を選択し、必要事項を登録してください。

(3) 【志願者】入学選考手数料納付【2月|8日午前9時~|9日午後4時】

埼玉県立高等学校から川越市立高等学校への志願先変更や、定時制から全日制への志願先変更な ど、再度入学選考手数料を納付する必要がある場合があります。電子出願システムの案内に従い、 入学選考手数料を納付してください。

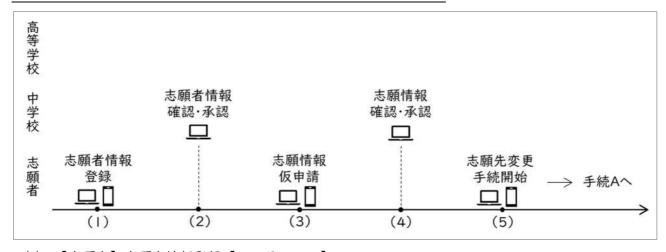
詳しくは、実施要項5ページを見てください。

- (4) 【中学校】志願情報確認・承認【2月 | 8日午前9時~ | 9日午後4時】 誤った志願先を選択していないか、入学選考手数料が納付されているか、等を中学校が確認・承 認します。ここではまた志願先変更は完了していません。
- (5) 【志願者】書類提出(先に志願した高等学校)【2月 | 8日午前9時~ | 9日午後4時】 先に志願した高等学校へ、志願先変更願(様式8)を持参により提出します。 先に志願した高等学校から、志願先変更証明書(様式9)等を受け取ってください。
- (6) 【志願者】書類提出(新たに志願した高等学校)【2月 | 8日午前9時~ | 9日午後4時】 新たに志願した高等学校へ、志願先変更証明書(様式9)と、調査書等の必要書類を提出します。 新たに志願した高等学校は、書類を確認したら、志願先変更受理の手続をします。手続されたか どうかは、電子出願システムから確認することができます。

高等学校で書類が受領されたところで、志願先変更は完了です。

なお、志願情報登録が期間終了直前となるなど、書類提出が期間内に間に合わない場合は、事前に高等学校に連絡し、20日午前9時から正午までの間に提出することができます。この場合、20日に志願先変更を取りやめることはできません。必ず、書類の提出を行ってください。

3-2 手続 B (さいたま市立・川口市立→県立・川越市立) の場合



(1) 【志願者】志願者情報登録【 1 1 月 1 日 ~ 】

新たに志願する高等学校に志願先変更するために、埼玉県公立高等学校入学者選抜電子出願システムに志願者情報を登録(アカウントを作成)する必要があります。

I(I)を参考に、志願者情報の登録を行ってください。

- (2) 【中学校】志願者情報確認・承認【II月I日~】 I(2)と同様に、中学校が志願者情報を確認・承認します。
- (3) 【志願者】志願情報仮申請【2月 | 日午前9時~ | 7日午後5時】

さいたま市立、川口市立の高等学校に出願していた、という情報を、電子出願システムに登録する必要があります。基本的な流れは、 I(3)と同じです。ただし、以下の点に注意してください。

- ア 募集区分は「さいたま市立からの志願変更受付」又は「川口市立からの志願変更受付」を選 んでください。
- イ 入学選考手数料の納付は不要です。手続も必要ありません。
- ※2月 | 7日午後5時までに、志願情報仮登録及び中学校の確認・承認ができなかった志願者は、 在籍中学校より高校教育指導課(048-830-6766)までご連絡ください。
- (4) 【中学校】志願情報確認・承認【2月11日午前9時~17日午後5時】 1(4)と同様に、中学校が志願情報を確認・承認します。
- (5) 【志願者】志願先変更手続【2月|8日午前9時~|9日午後4時】

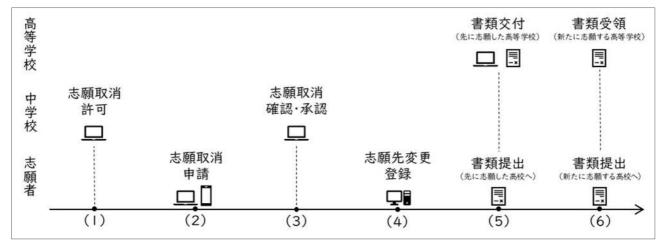
手続Aの流れに沿って、手続を進めてください。ただし、以下の点に注意してください。

- ア 募集区分のうち、「さいたま市立からの志願変更受付」「川口市立からの志願変更受付」は選択しないでください。
- イ 募集区分のうち、「不登校の生徒を対象とした特別な選抜」「帰国生徒特別選抜」は、先に志願した高等学校で同じ特別選抜で出願していたときのみ、新たに志願する高等学校でも出願することができます。誤って選択しないようにしてください。

詳細は、実施要項のそれぞれの選抜について記載のページを見てください。

ウ さいたま市立、川口市立の高等学校へ出願したときの志願情報について、必要な手続はそれ ぞれの高等学校に確認してください。

3-3 手続C(県立・川越市立→さいたま市立・川口市立)の場合



(I) 【中学校】志願取消許可【2月 | 日午前9時~】 志願先変更をしたい場合は、まずは中学校の担任の先生に相談してください。 手続 C では、電子出願システム上、**県立高等学校又は川越市立高等学校の志願を取り消し、さいたま市立高等学校又は川口市立高等学校に新たに出願する**、という流れをとる必要があります。担任の先生が、中学校専用サイトから、志願取消の許可手続を行うことで、志願先変更ができるようになります。

(2) 【志願者】志願取消申請【2月11日午前9時~】

志願取消が許可されると、志願取消の申請ができるようになります。電子出願システムの案内に 従い、志願取消の手続をしてください。

なお、志願取消が許可されれば、志願取消の手続をすることができますが、新たに出願すること などはできません。

- (3) 【中学校】志願取消確認・承認【2月11日午前9時~】 中学校が内容を確認・承認します。
- (4) 【志願者】志願先変更登録【2月 | 8日午前9時~ | 9日午後4時】 新たに志願する高等学校へ、志願先変更登録(出願)します。 さいたま市立、川口市立の高等学校は使用している電子出願システムが異なりますので、出願の 方法については、新たに志願する高等学校や、各市教育委員会に確認してください。
- (5) 【志願者】書類提出(先に志願した高等学校)【2月18日午前9時~19日午後4時30分】 先に志願した高等学校へ、志願先変更願(様式8)を持参により提出します。 高等学校は書類を確認した後、電子出願システムで志願取消を受理します。志願者は、志願先変 更証明書(様式9)等を受け取ってください。
- (6) 【志願者】書類提出(新たに志願した高等学校)【2月 | 8日午前9時~ | 9日午後4時30分】 新たに志願する高等学校へ、志願先変更証明書(様式9)と、調査書等の必要書類を提出します。 電子出願に関する必要な手続は、入学選考手数料の納付方法も含め、新たに志願する高等学校で 確認してください。

高等学校で書類が受理されたところで、志願先変更は完了です。

なお、志願情報登録が期間終了直前となるなど、書類提出が期間内に間に合わない場合は、事前に高等学校に連絡し、20日午前9時から正午までの間に提出することができます。この場合、20日に志願先変更を取りやめることはできません。必ず、書類の提出を行ってください。

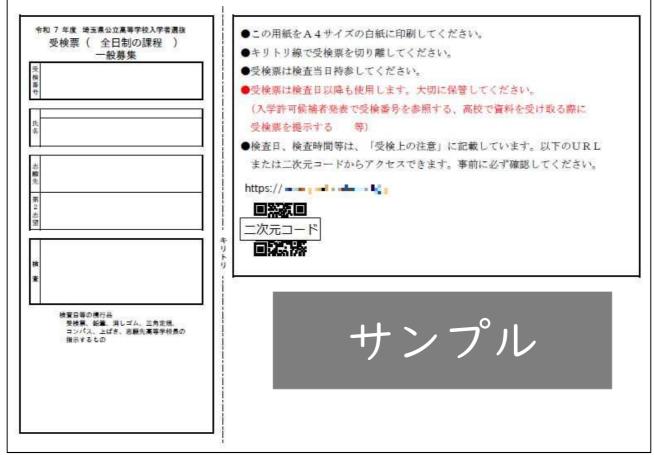
3-4 手続 D (さいたま市立・川口市立→さいたま市立・川口市立) の場合

埼玉県立高等学校電子出願システムは利用しません。必要な手続については、さいたま市立、川口市 立の高等学校及び各市教育委員会に確認してください。

4 受検票印刷について

受検票は、2月20日午後 | 時以降、志願者が各自で印刷します。印刷の手順については、操作マニュアル及び説明動画を確認してください。

印刷できる受検票は次のようなものです。



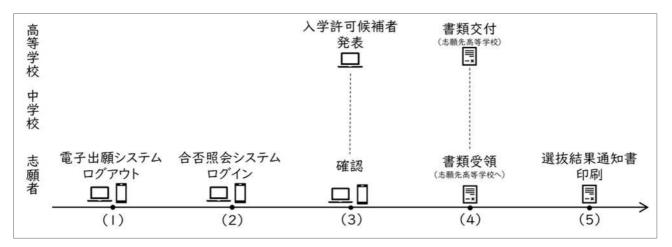
受検票には、受検番号が記載されている部分(左側)と、受検のための注意が記載されている部分(右側)に分かれています。

右側には、志願先高等学校の指示する「受検上の注意」が記載されたURL及び二次元コードが記載されています。受検前日までに必ず内容を確認してください。

なお、3月6日9時までは、電子出願システムにログインして再度印刷することができます。

受検票は、学力検査や実技検査の当日だけでなく、選抜結果の確認や、入学許可候補者となった場合 の資料の受け取りの際にも使用するものです。なくしてしまった場合は、早めに再印刷してください。

5 入学許可候補者発表について



(1) 【志願者】電子出願システムのログアウト【~3月6日午前9時】

合否照会システムのURLは、電子出願システムのログイン画面に表示されます。ログインしている場合は、時間までにログアウトしておいてください。

なお、3月6日午前9時から午後 | 時までの間は、電子出願システムにログインできません。受検票を失くしてしまい、手元にない場合などは、予め再印刷しておくなど、準備しておいてください。

(2) 【志願者】合否照会システムログイン【3月6日午前9時~ | 0日午後5時】

3月6日午前9時になると、電子出願システムのログイン画面に合否照会システムのリンクが表示されます。こちらのリンクから、合否照会システムにアクセスしてください。

合否照会システムでは、I 2桁の登録番号(電子出願システムで利用していたもの)、受検番号、 生年月日を利用してログインします。登録番号を忘れてしまった場合は、志願者情報登録(アカウント登録)をしたときにダウンロードや印刷等して保管しているPDFを確認してください。

なお、あらかじめ電子出願システムのログインページを開いていた場合、時間になってもリンク が表示されない場合があります。ページの更新などを試してください。

また、発表直後など、アクセスが集中する時間帯は、なかなかページが表示されないことがあります。時間をあけてアクセスしてください。

(3) 【高等学校·志願者】入学許可候補者発表·確認【3月6日午前9時~ I 0日午後5時】

(2)でログインすると、受検した募集区分、課程、高等学校名、学科(コース・部)と、選抜結果が表示されます。入学許可候補者となった場合でも、第2志望で合格している場合もありますので、学科等を必ず確認してください。

入学許可候補者とならなかった場合、残念ながら第 I 志望、第 2 志望ともに入学許可候補者ではありません。

(4) 【志願者・高等学校】書類交付・受領【3月6日午前9時~正午、午後1時~午後3時】 入学許可候補者となった志願者は、高等学校へ書類を受け取りに行ってください。

書類を受け取るには、受検票が必要です。なくしてしまい、自身でも再印刷することができなか

った場合には、生徒手帳など、本人確認できるものをもって高等学校へ向かってください。

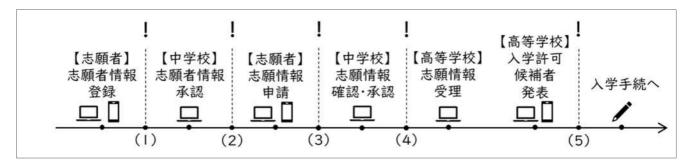
(5) 【志願者】選抜結果通知書印刷【3月6日午後 | 時~27日午後5時】

選抜結果通知書は、電子出願システムから印刷できます。改めて電子出願システムにログインし、 印刷してください。印刷の方法は操作マニュアルを見てください。

なお、電子出願システムで選抜結果通知書を印刷することができるのは、 I(I)志願者情報登録で①在籍(卒業)中学校専用URLを利用した志願者のみになります。②県外・海外中学校専用URLを利用した志願者は、(4)において、他の書類を受け取るときに、高等学校から交付されます。 忘れずに受け取ってください。

6 志願者情報・志願情報の訂正について

志願者情報、志願情報を登録した後、登録した内容に誤りがあった場合、訂正する時期によって、必要な手続が異なります。



(1) 志願者情報登録後、中学校の承認前に訂正が必要な場合

志願者情報については、担任の先生が確認画面から「差し戻し」することができます。担任の先生に相談し、差し戻しをお願いしてください。差し戻されると、志願者自身で志願者情報を訂正することができますので、正しい情報を入力し、再度登録を行ってください。

(2) 中学校の志願者情報承認後、志願情報登録前に訂正が必要な場合

志願者情報については、担任の先生が中学校専用サイトから訂正することができます。担任の先生に相談してください。

もしくは、担任の先生が、中学校専用サイトから志願者情報を削除することもできます。この場合、志願者情報登録から再度行うことになりますので、**現在の登録番号(I2桁の数字)は使用できなくなります**。

(3) 志願情報登録後、中学校の承認前に訂正が必要な場合

中学校担任もしくは中学校管理者が志願情報を「差し戻し」する必要があります。

志願者情報を訂正したい場合、差し戻された後に(2)を行ってください。

志願情報を訂正したい場合、差し戻されると、志願者自身で志願情報を訂正することができま すので、正しい情報を入力・選択し、再度登録を行ってください。

(4) 志願情報承認後に訂正が必要な場合

電子出願システムで志願者情報の訂正はできません。 I 6ページにある訂正依頼票を、志願先高 等学校長に持参により提出してください。なお、訂正依頼票を提出したとしても、電子出願システ ム上の訂正は行いません。高等学校側で必要に応じて、訂正した情報を用いて手続を行います。

志願情報の訂正をしたい場合については、志願先変更でのみ訂正することができます。担任の先生に相談してください。志願先変更の手続については、3を見てください。

(5) 入学許可候補者発表後に訂正が必要な場合

電子出願システム上の訂正は行いません。

入学許可候補者となった場合は、高等学校に相談し、指示に従ってください。入学許可候補者 とならなかった場合、必要な手続はありません。

訂正依頼票	令和7年 月 日
(宛先)	
高等学校長	
課 程 名	の課程
志 望 学 科 等 名	科 (系・コース・部)
	~ 1
第 2 志望等の学科等名	料 (系・コース・部)
本 人 氏 名	
保 護 者 氏 名(自署)	
下記のとおり訂正したいので、提出します。	
(訂正内容)	
誤	
上記のことを了承しています。	
校長氏名	印
※ 受付年月日 令和7年 月 日	

備考 | ※欄は、志願先高等学校において記入する。

2 「課程名」は、「全日制」又は「定時制」と記入し、「志望学科等名」は、普通科は「普通」、普通科のコースにあっては「コース名」、総合学科は「総合学」、専門教育を主とする学科にあっては「園芸」、「機械」などと記入する。県立いずみ高等学校にあっては「生物」又は「環境」と記入し、系を○で囲む。県立伊奈学園総合高等学校にあっては「普通学」、「スポーツ科学」又は「芸術()」と記入し、系を○で囲む。なお、芸術系の()内には、音楽、美術、工芸、書道のいずれかを記入する。県立戸田翔陽高等学校、県立狭山緑陽高等学校、県立吹上秋桜高等学校及び県立吉川美南高等学校(定時制)にあっては「I」「Ⅱ」など、県立羽生高等学校にあっては「昼間」などと記入し、部を○で囲む。